

うるま市消防団
活動・安全管理マニュアル



平成26年1月

うるま市消防本部

目的

「東日本大震災」では、迫りくる津波の中、勇敢にも活動にあたった多くの消防団員が犠牲となりました。

この「活動・安全管理マニュアル」は先の震災を教訓に、うるま市において災害等が発生した場合に、すべての消防団員が「自らの命と家族の命を守る」ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、平時からの対策並びに発生直後の消防団活動をそれぞれの地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものです。

うるま市は、人口約12万人、面積86.08k㎡と広大で、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、津堅島など有人・無人を含む8つの島嶼地域を有しています。地震・津波等大規模災害で本島と島嶼地域をつなぐ橋の決壊が生じ火災や建物倒壊等が発生すると、消防自動車現場にたどり着けず大火災や大災害に至るケースが懸念されます。

今般、「消防団活動・安全管理マニュアル」を作成することにより、今後の消防団活動が安全かつ迅速に対応することが期待されます。

目 次

第1章	平常時の備え	1
	1. 家庭内において	
	2. 消防団活動において	
	3. 指揮命令系統の確保	
	4. 訓練	
	5. 地域において	
	6. 勤務先において	
第2章	地震発生時の初動	3
	1. 消防団の行動原則	
	2. 自宅で被災した場合	
	3. 勤務先で被災した場合	
第3章	参集について	5
	1. 参集	
	2. 参集方法	
	3. 消防団員の参集区分	
第4章	震災時における消防団の活動	7
	1. 消防団の指揮体制	
	2. 震災時における消防活動の留意事項	
	3. 地震災害時における消防活動等	

第1章 平常時の備え

1. 家庭内において

- (1) 消防団員は、各自、非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておくこと。

【非常時持出品例】

家族3日分の食料、飲料水、救急セット、電灯、乾電池、ティッシュペーパー、タオル、下着類、マッチ、ロウソク、軍手、缶切り、生理用品、笛など。

【団活動用】個人装備を除き参集時に携帯する物

食料、飲料水、携帯ラジオ、救急セット、ティッシュペーパー、タオル、メモ帳、筆記用具など。

※すぐに取り出しやすい所に置くこと。

リュックサック等で背負えるもので。

- (2) 大型家具、家電（タンス類、冷蔵庫、テレビなど）の固定やガラスの飛散防止対策をしておく。
- (3) 非常時の避難に支障が無いよう、廊下や階段の整理整頓を行う。
- (4) 自宅周辺の海拔を確認し、避難経路を確認する。

2. 消防団活動において

- (1) 常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにラジオ等の携行に努め、連絡手段を複数確保する。また、団員間の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておくこと。
- (2) 管轄地域の地理、消防水利、危険要素を把握するとともに、避難場所、津波避難場所、避難経路、危険個所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法を事前に研究しておくこと。
- (3) 日頃から消防用資機材の管理や取扱い訓練を実施しておくこと。
- (4) 応急手当、救助・搬送方法など定期的に学習、訓練を実施すること。
- (5) 日頃から長期間の活動に耐え得る強い精神力と強靱な体力を養うため、平素から健康管理の徹底と体力の養成に努める。
- (6) あらかじめ活動拠点を指定しておき、有事の際はその場所に参集する。

3. 指揮命令系統の確保

- (1) 幹部は、あらかじめ自己の職の第2、第3代理者を指名し、自己の任務等を熟知させ、非常時に備える。
- (2) 消防本部や各消防署所との情報連絡体制を確保する。
- (3) 消防団の連絡網を整備し、複数の情報伝達手段を確保する。

消防団員の階級と職務

階級	職務
団長	団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮統率する。
副団長	副団長は、管轄地区分団を指揮統率し、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。
分団長	分団長は、団長の命を受け分団の事務を処理し、所属団員を指揮統率する。
副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
部長・班長	部長・班長は、上司の命を受け所属団員を指揮統率する。
団員	団員は、上司の指揮監督を受け消防事務に従事する。

4. 訓練

- (1) 各分団ごとに管轄区域の地図を備え、平素から災害対応の図上訓練を行う。
- (2) 参集状況、被害状況を様々な条件下で想定し、対策を検討する。
(平日：昼間・夜間、休日：昼間・夜間、等)
- (3) 図上訓練により、部隊編成、役割分担、活動計画、消防戦術の確認を行うとともに、それらが常に消防団員の安全対策を考慮した内容となるよう整備する。
- (4) 常時消防や、自主防災組織との連携方法等を考慮する。
- (5) 消防団員の活動時の安全対策として危険要素の把握と対策を検討する。
- (6) 図上訓練をもとに、必要な実動訓練を定期的に行い、来るべき震災に備える。

5. 地域において

- (1) 自分の暮らす地域の特性について防災マップ等を有効に活用し実態把握する
- (2) 地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織との合同訓練や、住民の避難誘導などに対する事前協議を行い地域内での連携強化を図る。
- (3) 災害時における初期消火や応急救護など、平素から地域における防災意識や知識の普及啓発において、消防団員としてのリーダーシップを発揮する。

6. 勤務先において

- (1) 自衛消防隊の充実強化に対し積極的に協力する。
- (2) 職場の防災研修や訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識高揚に努める。
- (3) 勤務先周辺の避難場所や消防水利の位置などを確認する。

第2章 地震発生時の初動

1. 消防団の行動原則

- (1) 自己の安全並びに家族の安全、職場の同僚の安否確認（勤務先の被害）を最優先にし、それらの安全が確保されたならば、あらゆる方法で災害情報を収集しつつ、あらかじめ指定された活動拠点に参集する。
- (2) 津波が予測される地域は津波の予想到達時間等の情報をあらゆる方法でタイムリーに収集し、津波の第1波が到着すると予想される時間の概ね30分前には必ず退避を完了し、警報が解除されるまでは決してそこを離れず、避難した場所において消防団活動を行う。
- (3) 参集途上に得た情報は確実に分団内で共有するとともに、災害対応上、必要な事項は分団長等の幹部を通じて消防対策本部等へ報告する。

2. 自宅で被災した場合

- (1) 建物倒壊、落下物等から身を守り、揺れが治まったら、家族の安否確認を行う。
- (2) 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーから電源を遮断し、ガスの元栓を閉める。
- (3) 家族の安全確保が出来れば直ちに高台へ避難させる。
- (4) 避難途中、周辺住民たちへの避難を呼びかけるとともに、被害情報の把握に努める。
- (5) 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合又は津波の第1波が到着するまでの概ね30分前までに救出できると判断した場合は、消防対策本部等へ報告し、救出活動にあたる。
なお、一人では対応できない場合においても、複数であれば救出できると判断した場合は、付近の自主防災組織と協力して救出活動にあたる。
- (6) 災害要援護者への支援活動については、平素からの計画に基づき自主防災組織と連携し、避難等、必要な支援を行う。
- (7) 津波警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場所で消防団活動にあたる。
- (8) 津波警報が解除されたら、可能な限り速やかに管轄場所の消防署へ参集する。
※島嶼地域の団員は、あらかじめ指定された活動拠点に参集する。

3. 勤務先で被災した場合

- (1) 落下物から身を守り、身近で発生した火を消火する。
- (2) 揺れがおさまったら、社員等の安否確認をするとともに、出火防止に努める。
- (3) 社員等を高台に避難させ途中、周辺住民への避難を呼びかけるとともに、被害情報の把握に努める。
- (4) 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合又は津波の第1波が到着するまでの概ね30分前までに救出できると判断した場合は、消防対策本部等へ報告し、救出活動にあたる。
- (5) 津波警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場所で消防団活動にあたる。
- (6) 津波警報が解除されたら、可能な限り速やかに管轄場所の消防署へ参集する。
※島嶼地域の団員は、あらかじめ指定された活動拠点に参集する。

第3章 参集について

1. 参集

(1) 津波の襲来が予想される地域

全ての消防団員は、原則、家族又は、社員等とともにあらかじめ指定された避難所へ避難し、その場で消防活動にあたる。ただし、津波警報が解除した場合は速やかに管轄地域の消防署へ参集する。
※島嶼地域の団員は、あらかじめ指定された活動拠点に参集する。

(2) 津波が予想されない地域

家族の安否確認等、必要な措置を講じた後、速やかに参集し活動にあたる。

2. 参集方法

地震発生時における参集については、消防長及び消防団長より招集するが、団員各自がテレビ、ラジオ等で地震を確認し「配備基準」に達したら、定められた場所に参集することとする。参集にあたっては、徒歩、自転車、又はバイクとし、原則自動車の使用は禁止する。また可能な限り参集途中の管轄地域の被害状況の把握に努め、参集後、消防署（あらかじめ指定された活動拠点）にて報告を行い、情報の共有化を図る。

3. 消防団員の参集区分

津波の襲来が予測される地域の団員は、津波警報が解除されるまでは、無理な参集は行わず、避難場所での消防団活動にあたる。

(1) 第1配備 原則として消防職員で対応する

配備体制 地震・津波	階級	消防団員行動
【招集無】 震度4を観測・津波警報が発令された時及び局地的な被害の発生の恐れがある場合	団長	招集無し
	副団長	招集無し
	分団長以下	招集無し
	島嶼地域の団員	招集無し

(2) 第2配備

配備体制 地震・津波	階級	消防団員行動
【部分招集】 震度5弱を観測・津波警報が発令された時及び管轄内の局地的な被害の発生した場合、又は発生の恐れがある場合	団長	消防本部へ招集
	副団長	消防本部及び団長より招集があった場合のみ管轄消防署へ参集
	分団長以下	消防本部及び団長より招集があった場合のみ、必要人員を管轄消防署へ参集
	島嶼地域の団員	消防本部及び団長より招集があった場合のみ、必要人員を活動拠点へ参集

(3) 第3配備

配備体制 地震・津波	階級	消防団員行動
【部分招集】 震度5強以上を観測・津波警報が発令された時及び管轄内で被害が発生した場合、又は発生する恐れが著しく大である場合	団長	消防本部へ招集
	副団長	管轄消防署へ参集
	分団長以下	消防本部及び団長より招集があった場合のみ、必要人員を管轄消防署へ参集
	島嶼地域の団員	消防本部及び団長より招集があった場合のみ、必要人員を活動拠点へ参集

(4) 第4配備

配備体制 地震・津波	階級	消防団員行動
【全招集】 震度5強以上を観測・津波警報が発令された時及び管轄内で大規模災害が発生した場合	団長	消防本部へ招集
	副団長	管轄消防署へ参集
	分団長以下	管轄消防署へ参集
	島嶼地域の団員	活動拠点へ参集

※上記配備以外においても消防本部から招集があった場合は、あらかじめ指定された場所へ参集する。

第4章 震災時における消防団の活動

1. 消防団の指揮体制（安全な活動の為には指揮命令系統を確率することが重要）

（1）消防団の指揮体制

階級	職務
団長	団長は、消防団の活動を総括指揮する。
副団長	副団長は、管轄地区分団を指揮統率し、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。
分団長	分団長は、団長の命を受け所属分団を指揮統率する。
副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
部長・班長	部長・班長は、上司の命を受け所属団員を指揮統率する。
団員	団員は、上司の指揮監督を受け消防活動を行う。

2. 震災時における消防活動の留意事項

（1）参集後の初動体制の整備

- ① 消防対策本部等からの情報収集並びに現場把握に努める。
- ② ラジオからタイムリーに災害情報を入手する。
- ③ 団員の参集状況を把握する
- ④ 参集団員から参集途上の災害及び被害状況を聴取する。
- ⑤ 参集状況により部隊を編成し、出動の可否を決定する。
- ⑥ 出動態勢が整うまでは消防署にて待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
- ⑦ 震災時における消防団活動は長期、又は転戦につぐ転戦が予想されるため、交代要員を含め参集団員を常に把握する。
- ⑧ 津波浸水地域等で活動を行う際は、必ずライフジャケットを着用する。

（2）部隊編成出動準備

- ① 消防職員、消防団員混合で部隊を編成する。その際消防の経験年数、技量、体力等を総合的に判断し均衡のとれた部隊編成となるように留意する。
※島嶼地域の団員は自主防災組織と連携し部隊編成する。
- ② 点検・整備を終了し、出動準備が整い次第、消防対策本部からの付与を受け、部隊編成を行い出動する。その際必ず複数人員での編成を行う。
- ③ 出動後は、あらかじめ収集した情報、現場までの経路間の危険箇所、津波の予想到達時間等を考慮し、安全管理の徹底を図る。

(3) 現場活動にあたって

① 部隊、安全管理

上位階級者となる団員は、指揮下にある団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握した上で危険要素等を周知し、効果的な消防活動の実施に努める。

② 団員は常に使用した資機材の状況を把握し、燃料の補給等の必要な措置を講じる。

③ 安全管理向上を図るため、現場活動にあっては単独行動を避け、常に2名以上（複数人員）が協力して行う。

④ 安全かつ適正に任務を遂行するために、災害対応に必要な情報の収集、整理、分析を行う。

災害は、刻々様相を変え、その都度、活動の最重点が移り変わっていくので、各局面等の情報をいち早く入手するルートと方法を確立する。

(4) 二次災害防止

① 海面監視は行わない。

② 津波は第1波、第2波と押し寄せてくることから、津波警報が解除されるまでは避難先で待機させる。（無理な参集はせず、避難先で可能な活動を行う）

③ 大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、活動中については特に注意する。

④ 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、必要に応じて踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

⑤ 常に危機意識を持ち続け、活動部隊の周囲を観察し、危険要素及び行動を排除する。

⑥ 上位階級者となる団員は、指揮下にある団員の体調管理（表情、顔色、疲労度）を常に把握し二次災害防止を徹底する。

(5) 退避の基準

① 津波浸水想定地域で内では、気象庁から津波に係る情報が公表されるまでは、原則として退避を優先する。避難誘導等の活動をする場合においては遅くとも、気象庁が発表する津波到達予想時刻の30分前までには避難を完了すること。

② 避難誘導等の活動をする場合において、隊長等は「津波到達予想時刻」や「退避に要する時間」等から活動可能時間を設定し、活動することを原則とする。

③ 隊長等は活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに避難命令を出す。

- ④ 退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや拡声器を含め、複数の情報伝達手段をあらかじめ定めておき、団員に周知する。
- ⑤ 女性消防団員の震災時の活動について
女性消防団員の震災時における任務は避難所運営とする。避難所での活動においても二次災害の発生に十分注意し安全管理に努める。
(食料・救援物資の配給、収納スペースの確保、応急手当など)

3. 地震災害時における消防活動等

(1) 消防団の活動

消防団は、消防本部及び消防署所と連携し、倒壊した家屋等からの初期の消防活動に努める。また状況に応じて、自主防災組織等の他機関と連携した活動を行う。

(2) 避難広報活動

- ① 情報収集
管轄地域の地震後の被害状況、火災発生の有無等の情報収集を図る。ただし、津波警報等の情報確認ができる環境下のもと、活動を実施する。
- ② 避難誘導
管轄地域の住民をあらかじめ指定された避難所へ誘導する。

(3) 火災現場における活動

- ① 情報収集
 - ア、 視認
火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを見て確認する。
 - イ、 聞き込み
付近の人々や避難者から要救助者情報を速やかに収集する。
- ② 避難誘導
安全な場所に短時間に多数の人員を誘導することが原則。広報用マイク、メガホン等を十分に活用し、冷静、的確に安心感を与えるような方法で避難誘導を行う。
- ③ 搬送
自力で避難できない傷病者を担架等を用いて安全な場所に搬送する。

(4) 震災現場における活動

- ① 倒壊現場から容易な器具等で救出する際
 - ア、 情報収集により要救助者の有無を確認する。

- イ、 要救助者等に対し、声掛けを行い、安否の確認を行うとともに元気づけを行う。
- ② 救出時の留意事項
 - ア、 活動は、任務を明確にして指揮者の統制下で安全管理を徹底し行う。
 - イ、 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する（二次災害防止）。